

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2017年6月1日	
【会社名】	ヤフー株式会社	
【英訳名】	Yahoo Japan Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮坂 学	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	法務本部 本部長 藤吉 寛久	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	法務本部 本部長 藤吉 寛久	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	391,230,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年5月19日付で提出した有価証券届出書について、2017年6月1日付で臨時報告書を提出したことに伴い、参照書類を追加すること及び参照書類の補完情報を訂正すること並びに当該有価証券届出書の訂正により、当該有価証券届出書の効力発生日が変更され、それに伴い、当該有価証券届出書中の「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の申込期間の開始日が、2017年6月5日から2017年6月7日に変更されることから、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
486	243	100株	2017年6月5日 ~2017年7月19日		2017年7月20日

(注) 1. ~ 4. (略)

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
486	243	100株	2017年6月7日 ~2017年7月19日		2017年7月20日

(注) 1. ~ 4. (略)

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第21期事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)2016年6月20日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

第22期第1四半期事業年度(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)2016年8月8日 関東財務局長に提出

第22期第2四半期事業年度(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)2016年11月9日 関東財務局長に提出

第22期第3四半期事業年度(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)2017年2月9日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2016年6月23日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2016年12月16日 関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2017年2月21日 関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第21期事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)2016年6月20日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

第22期第1四半期事業年度(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)2016年8月8日 関東財務局長に提出

第22期第2四半期事業年度(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)2016年11月9日 関東財務局長に提出

第22期第3四半期事業年度(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)2017年2月9日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2016年6月23日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2016年12月16日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2017年6月1日 関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2017年2月21日 関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2017年5月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2017年5月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2017年6月1日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2017年6月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。